完全版

岩国市立学校
適正規模適正配置に関する基本方針改訂版

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

2019（平成31）年2月
岩国市教育委員会

目　次

Ⅰ　基本方針策定の趣旨及び経緯 …… 1

Ⅱ　学校規模及び配置の適正化 …… 2

1 適正化に向けての基本的な考え方 …… 2

(1)効果的な学習指導体制の推進　(2)豊かな心を育むための集団生活の実現
(3)教員の指導体制や効果的な学校運営の確立　(4)地域と連携した学校運営の推進
(5)教育資源の有効活用
(6)公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(文部科学省)の活用

2 適正化の基準 …… 3

(1)学校の適正な規模及び分類　(2)学校の適正な配置

3 適正化に向けての方策 …… 4

(1)通学区域の見直し　(2)学校の統合　(3)学校施設の整備

4 適正化の取組みにおける留意事項 …… 4

(1)教員等の配置　(2)保護者や地域との連携及び協力　(3)学校施設整備時における検討
(4)学校施設の有効活用　(5)関係部局等との連携

Ⅲ　資料 …… 5

1 学校設置の状況 …… 5

2 学校規模から見たメリット・デメリット …… 6

3 小・中学校の学級編制及び教職員配置 …… 7

4 中学校における部活動の設置 …… 8

5 児童生徒数、学校規模の推移 …… 9

・資料　1：岩国市の出生数の推移
・資料　2：岩国市の小学校児童数の推移
・資料　3：岩国市の中学校生徒数の推移
・資料　4：2018(平成30)年度～2023年度児童数と学級数(5月1日現在)
・資料　5：2018(平成30)年度～2023年度生徒数と学級数(5月1日現在)
・資料　6：2018(平成30)年度・2023年度小学校規模別学級数と児童数(5月1日現在)
・資料　7：2018(平成30)年度・2023年度中学校規模別学級数と生徒数(5月1日現在)
・資料　8：小学校(適正規模以外)の配置図
・資料　9：中学校(適正規模以外)の配置図

6 通学区域の状況 …… 9

・資料10：旧岩国市内小学校通学区域
・資料11：教育支所管内小学校通学区域
・資料12：遠距離通学者へのスクールバス等運行状況

7 学校施設の状況 …… 9

・資料13：岩国市立小・中学校施設の建築年度状況

Ⅳ　関係法令 …… 10

学校適正規模適正配置に関する基本方針

Ⅰ 基本方針策定の趣旨及び経緯

①「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」2009(平成21)年2月策定

少子化の進行等による教育を取り巻く環境の変化に伴う諸課題と学校施設の耐震化対策等に取り組むため、教育現場をはじめ、教育文化市民会議やパブリックコメント等を通じて、各方面から御意見をいただき、本市の小・中学校の適正な規模や配置に向けての基本的な考え方を「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」として定めた。

②「岩国市立学校配置計画」2011(平成23)年3月策定

基本方針における基礎データ(児童生徒数や学級数の推移等)をもとに、学校配置計画(2011(平成23)年度～2018(平成30)年度)を策定し、小・中学校の適正化の推進及び喫緊の課題であった学校施設の耐震化対策等に取り組んだ。

③「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」2019(平成31)年2月改定

学校施設の耐震化、学校統廃合及び空調施設整備等が実施され、学校配置計画は、2018(平成30)年度をもって終了し、2020年度からは、「学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」をもとに、学校施設を整備していくが、長寿命化計画は、基本方針における基礎データを勘案して策定することから、この基本方針を改定しておく必要がある。

また、2015(平成27)年1月に文部科学省によって、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定され、この中で、小・中学校は地域のコミュニティの核としての性格も有し、まちづくりの在り方とも密接不可分であり、行政が一方的に進める性格のものではなく、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の理解と協力を得る等、丁寧な議論を行う必要があること、また、小規模校については、メリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合もあること等、適正化に際しての留意点が示された。

以上により、教育委員会では、地域性にも配慮した適正化の推進及び学校施設の老朽化対策等に取り組むため、従前の基本方針を改定するものとした。

なお、基本方針については、長寿命化計画と相互に連携を図り、また、法令等の改正や社会情勢等の変化に応じて、適時、見直しを行うものとし、基礎データについては、5年毎に更新を行うものとした(次回の基礎データの更新による基本方針の改定は、2024年2月。)。

Ⅱ 学校規模及び配置の適正化

1 適正化に向けての基本的な考え方

学校の適正な規模や配置について検討を行う際は、小中一貫校も含め、学校規模によるメリット・デメリット、子供たちの良好な教育環境の確保、地域との関わり等を考慮し、次の事項に基づき行うものである。

なお、「適正」とは、子供たちの学習指導面・生活指導面・学校運営面及び行財政面も含め総合的に判断するものであるが、教育効果の向上を第一として「望ましいもの・理想とするもの」と定義する。

(1)効果的な学習指導体制の推進

効果的な学習指導を推進するためには、適正な人数の中において、人間関係づくりやコミュニケーション能力を育成し、子供同士を交流させることで切磋琢磨させ競争心の醸成を図る必要がある。

このことから、児童生徒と教員間において価値観の追求や、文化・環境の異なる地域から集まる子供たちの学び合いを可能とし、多様な学習活動や学校行事が展開できる規模を確保するとともに、時代に即した教育が実施できる規模を有すること。

(2)豊かな心を育むための集団生活の実現

子供たちが豊かな人間関係を築き、どのような場面・状況においても対応できるような社会性を持った人間として成長するため、多種多様な価値観を持つ人間と出会い、ふれあうことができる規模を有すること。

(3)教員の指導体制や効果的な学校運営の確立

学年や教科担任間で、教員が互いに研究ができる規模を有すること。特に教科担任制の中学校では、充実した教育指導(全教科免許所有教員※1及び5教科複数教員配置※2による指導)が実施できるものであること。また、教員の校務分掌の軽減を図り、子供たちへの充実した教育指導体制が確立できる規模を有すること。

(4)地域と連携した学校運営の推進

円滑な学校運営は、保護者や地域との信頼や支援を基盤とするものである。地域に学校を公開し、外部評価を受けることにより学校がより開かれたものとするとともに、地域社会のあらゆる教育力を活用し、地域と連携した学校運営の推進を図ること。

(5)教育資源の有効活用

厳しい財政状況の下、未来の子供たちに負担を残さないよう、行財政面も考慮し、学校施設の効果的かつ有効な活用を図ること。

(6)公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(文部科学省)の活用

小・中学校は地域のコミュニティの核としての性格も有し、まちづくりの在り方とも密接不可分であり、行政が一方的に進める性格のものではなく、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の理解と協力を得る等、丁寧な議論を行う必要があること、また、小規模校については、メリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合もあること等に留意すること。

全教科免許所有教員※1　中学校においては教科担任制であることから、各教科に専門の教員を確保するもの　小規模の学校においては、配置教員数が少ないため、所有免許以外の教科を、許可を得て教えることになる。

5教科複数教員配置※2　授業時間数の多い5教科(国語、数学、理科、社会、英語)については、教科ごとに情報交換や共同研究が図られるよう複数の教員配置を行うもの

2 適正化の基準

前記1の「適正化に向けての基本的な考え方」に基づき、学校の適正な規模や配置の基準については、次のとおりとする。

(1)学校の適正な規模及び分類

【学校の適正な規模】

分　類	全校学級数	1学年当たりの学級数
小学校	12～18学級	2～3学級
中学校	9～18学級	3～6学級

〈理由〉

ア　小・中学校ともに、全ての学年においてクラス替えや学習内容に適した集団編成(少人数教育)が可能となるとともに、効果的な学校行事等諸活動が行える下限の規模として、小学校は12学級、中学校は9学級とする。

　なお、9学級以上の学級数を有する中学校については、山口県教職員配置基準に基づき、全教科免許所有教員及び5教科複数教員の配置が可能となる。

イ　小・中学校ともに的確な指導や学年間のまとまり等が図られやすい上限の規模として、18学級とする。

【学校規模の分類】

適正化を図るに当たり、各学校における児童生徒数の推移や施設整備(大規模改修又は改築)の時期及び社会情勢の変化等の事由により検討を行うこととし、学校規模別に次のように分類する。

分　類	適正化を推進する	適正化を検討する	適正規模	当分の間、状況を見守るが、必要に応じて適正化を検討する
小学校	～5学級	6～11学級	12～18学級	19学級～
中学校	～3学級	4～8学級	9～18学級	19学級～

(2)学校の適正な配置

学校の配置については、長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的な学校設置状況や地理的状況を考慮した適正な配置とする。

学校配置に伴う通学距離の設定については、小学校で徒歩の場合、おおむね3km以内とし、中学校で徒歩(自転車を含む。)の場合、おおむね6km以内とする。

また、遠距離通学となる場合は、児童生徒の心身に与える影響を考慮し、安心安全な通学が確保できるよう、スクールバス等の運行や公共交通機関の利用による通学方法を採ることとし、小・中学校ともおおむね15km以内とする。

また、通学時間については、小・中学校ともおおむね45分以内とする。

学校の種類 / 通学の方法	小学校		中学校	
	通学距離	通学時間	通学距離	通学時間
徒　歩 (中学校においては、自転車を含む)	おおむね 3km以内	おおむね 45分以内	おおむね 6km以内	おおむね 45分以内
スクールバス等の運行や 公共交通機関の利用	おおむね 15km以内	おおむね 45分以内	おおむね 15km以内	おおむね 45分以内

3 適正化に向けての方策

学校の適正化を図る場合、次の事項に基づき実施するものとする。

(1)通学区域の見直し

子供たちの生活基盤や地域の特性(交通事情や地理的条件等)に応じ、通学区域の一部を変更することについて検討するものとする。

(2)学校の統合

将来においても適正な学校規模の基準を満たすことが見込めない場合は、統合を検討するものとする。

ア　統合の対象は、隣接する学校間とし、その方法は、対象校間どちらかの学校への編入又は新たな学校の設置とする。

イ　学校の設置場所等については、次の事項を考慮する。

(ア)周辺公共施設(保育園、総合支所、出張所等)の設置状況

(イ)小学校と中学校の通学区域の整合性

(ウ)学校施設の整備状況

ウ　統合により新たに遠距離通学となる場合は、子供たち等の負担軽減や安心・安全を確保するため、通学路の整備やスクールバスの導入等を検討する。

(3)学校施設の整備

学校施設については、基本方針を勘案して策定した学校施設長寿命化計画(個別施設計画)をもとに、特別支援学級の充実や放課後児童教室の設置状況等も含め、総合的に整備するものとする。

4 適正化の取組みにおける留意事項

適正化の取組みにあたっては、次の事項について十分配慮するものとする。

(1)教員等の配置

子供たちの新たな人間関係づくりや学習環境の変化における心身の不安を緩和するとともに、統合後の学校におけるスムーズな学校運営及び広域となる学校区における保護者や地域との連携を図るため、教員の配置やスクールカウンセラーの派遣について考慮するものとする。

(2)保護者や地域との連携及び協力

保護者や地域住民、学校関係者等に適時情報を提供し、十分な説明や協議を行い、教育上の諸課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、理解や協力を求めながら進めるものとする。

(3)学校施設整備時における検討

学校の施設整備(大規模な改修や改築)を行う際は、学校施設長寿命化計画(個別施設計画)をもとに検討するものとする。

(4)学校施設の有効活用

学校としての用途が見込めない施設については岩国市廃校施設の活用に関する基本方針をもとに検討するものとする。

(5)関係部局等との連携

学校や地域における課題については、関係部局や関係機関と協議し、また総合教育会議の活用等を通して、緊密な連携を図りながら、施策・事業の実施に向けて検討していくものとする。

Ⅲ 資料

1 学校設置の状況

学校数については、2006(平成18)年3月の合併により、小学校は、旧岩国市19校と旧郡部20校合計39校、中学校については、旧岩国市9校、旧郡部7校合計16校、総合計55校でスタートした。2018(平成30)年度は、小学校32校、中学校14校の総合計46校となっている。

【学校設置状況】

区　分	小学校	中学校
学校名	1：杭名小学校、2：河内小学校	1：岩国西中学校
	3：通津小学校	2：通津中学校
	4：岩国小学校、5：藤河小学校、6：柱野小学校、7：御庄小学校	3：岩国中学校
	8：平田小学校	4：平田中学校
	9：麻里布小学校	5：麻里布中学校
	10：川下小学校、11：愛宕小学校	6：川下中学校
	12：灘小学校、13：中洋小学校	7：灘中学校
	14：東小学校、15：装港小学校、16：小瀬小学校	8：東中学校
	17：由宇小学校、18：由西小学校、19：神東小学校	9：由宇中学校
	20：玖珂小学校	10：玖珂中学校
	21：本郷小学校	11：本郷中学校
	22：そお小学校、23：高森小学校、24：川上小学校、25：米川小学校、26：修成小学校、27：周北小学校	12：周東中学校
	28：錦清流小学校、29：宇佐川小学校、30：美川小学校	13：錦中学校
	31：美和東小学校、32：美和西小学校	14：美和中学校
校　数	32校	14校

休校
【小学校】7校
黒島小学校、通津小学校通西分校、柱島小学校、端島小学校、波野小学校、天尾小学校、中田小学校
【中学校】5校
端島中学校、黒島中学校、柱島中学校、御庄中学校、美川中学校

2 学校規模から見たメリット・デメリット

学校規模が、児童生徒や教師に対し、又は相互間に対し、どのように影響するのか学校現場からの意見等を基に「学習指導面」「生活指導面」「学校運営面」から分析した。

これによると、学校の規模によりメリット・デメリットはあるが、小規模校では、小規模校間において、又は大規模校との合同による学習活動を行う、地域と連携して総合学習を行う等、デメリットを補うような努力や工夫がなされている。

しかし、大規模校でのデメリットに対しては、習熟度別指導による少人数指導等を行う等改善が図られやすいが、小規模校のデメリットに対しては、物理的に改善し難いものもある。

このことから、適正規模の学校においては、子供たちが豊かな人間関係を築き、自分で取捨選択できるような機会を与えることにより、社会性を育むことが可能となる。

《小規模校》

項　目	メリット	デメリット
学習指導面	・教師が、子供たち一人ひとりに対し、きめ細かい指導や評価ができる。 ・子供たち一人ひとりの発表等活動の機会が多い。	・班編成やグループ活動が難しく、価値観の追求や意見の多様性に欠ける場合がある。 ・教師の意見に流されやすい。 ・合唱・合奏等学習そのものの成立が難しい場合がある。
生活指導面	・いじめへの対応等早期の生活指導が図られる。 ・異年齢間における相互交流が図られ人間関係が深まりやすい。	・切磋琢磨する機会が少なく、学習意欲・競争心が薄い場合がある。 ・クラス替えがなく、子供間の評価が序列化されやすい。 ・部活動の選択肢が少ない。
学校運営面	・学校と保護者や地域との結びつきが強く、地域に開かれた学校運営に取り組みやすい。 ・防災拠点等、地域の幹となる。	・許可免で専門教科外の科目を指導することになる。 ・教員一人当たりの校務分掌が多い。

《大規模校》

項　目	メリット	デメリット
学習指導面	・班編成ができ、学習の効率化やグループ活動ができる。 ・多様な意見が出され、価値観の追求ができる。 ・合唱・合奏等ができる。	・習熟度学習等への対応が難しい場合がある。 ・プール、体育館や運動場等の使用に調整が必要。
生活指導面	・多くの人間との交流があり、切磋琢磨でき、競争意識が生まれる。 ・判断力や生活力等社会性が身につく。	・大規模校では集団生活に適応できない子供もいる。
学校運営面	・多くの教師が配置されることから、校務分掌も軽減され、専門科目への研究や指導ができる。 ・予算面で安定的な学校運営ができる。	・地域とのつながりが希薄となりやすい。

3 小・中学校の学級編制及び教職員配置

(1)小・中学校の学級編制

「公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準」(2018(平成30)年度:山口県教育委員会)に基づき、本市における学級編制は、次のとおりである。

分　類	1学級当たりの児童又は生徒の数	備　　考
小学校	35人	全学年35人以下の編制
中学校	35人	全学年35人以下の編制

(2)中学校の教職員配置

「公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準」2018(平成30)年度：山口県教育委員会)に基づき、本市における教職員配置は、次のとおりである。

下記のとおり、中学校では9学級以上になると、全教科専門教員が配置され、主要5教科に複数教員が配置され、教科の研究体制が確保される。

【中学校の教職員配置】(標準的な教科担任別教員配置例)

学級数	教員数	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1		
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1		
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1
13学級	20	3	3	3	2	3	1	1	3	1	1
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1

※教員数に校長は含まない。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が配置されることがある。

4 中学校における部活動の設置

【部活動設置状況(2018(平成30)年8月調査)】

学級数			1学級				2学級		3学級					4学級	5学級	
学校名			岩国西	本郷	錦	美和	通津	由宇	灘	東	平田	玖珂	周東	麻里布	岩国	川下
運動部	バスケットボール	男					○		○	○	○	○	○	○	○	○
		女			○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
	卓球	男		○				○		○		○	○	○	○	○
		女	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○
	ソフトテニス	男				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		女					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハンドボール	男	○				○				○				○	
		女					○				○				○	
	バレーボール	男									○		○			
		女	○			○	○		○		○	○	○	○		○
	剣道	男			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
		女			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	軟式野球	男女	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ソフトボール	女								○						
	柔道	男				○		○		○	○	○		○		○
		女				○		○		○		○		○		
	サッカー	男女							○	○	○	○	○	○	○	○
	陸上	男女									○			○	○	○
	水泳	男女														○
	駅伝	男女			○	○		○	○			○		○	○	○
	その他				バドミントン							ホッケー				
文化部	吹奏楽					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美術							○		○	○	○	○	○	○	○
	その他		科学創作		総合文化		文化		科学、家庭科					英語科学	科学	科学、手芸

5 児童生徒数、学校規模の推移

(1)児童生徒数の推移

少子化の影響を受け、小学校の児童数は、1980(昭和55)年の15,994人を、中学校では1985(昭和60)年の8,088人をピークにいずれも減少傾向にあり、2018(平成30)年は、小学校では6,449人(ピーク時比約60パーセント減)、中学校では3,158人(ピーク時比約61パーセント減)となっている。

なお、2023年度には、2018(平成30)年度に比べ小学校において435人の減少が、中学校において203人が減少すると見込まれる。

(2)学校規模の推移

学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とされ、中学校についても同規定を準用することとなっている。

この規定を目安とした場合、本市(2018(平成30)年)では、小学校で7校(全体比約22パーセント)、中学校で3校(全体比約21パーセント)が、この基準内に入るものである。

なお、2023年度には、2018(平成30)年度に比べ小学校で10学級が減少し、5学級以下の規模を有する学校が増加(全体比約44パーセントから約48パーセントに増加)する見込みである。中学校については、7学級が減少するが、5学級以下の学校規模の増加は見込まれていない。

資料1：岩国市の出生数の推移
資料2：岩国市の小学校児童数の推移
資料3：岩国市の中学校生徒数の推移
資料4：2018(平成30)年度～2023年度児童数と学級数(5月1日現在)
資料5：2018(平成30)年度～2023年度生徒数と学級数(5月1日現在)
資料6：2018(平成30)年度・2023年度小学校規模別学校数と児童数(5月1日現在)
資料7：2018(平成30)年度・2023年度中学校規模別学校数と生徒数(5月1日現在)
資料8：小学校(適正規模以外)の配置図
資料9：中学校(適正規模以外)の配置図

6 通学区域の状況

(1)通学制度

本市では、就学予定者や学齢児童及び学齢生徒が就学する学校について、住民基本台帳に登録されている住所地に基づき、その住所地を含む通学区域の学校を指定している。就学予定者については、入学前に、教育委員会が保護者に通知している。

(2)通学区域の範囲

本市の学校の通学区域の範囲については、別紙資料のとおりである。

なお、既に統合をされた地域については、スクールバス等を運行する等安全な通学方法の確保を図っている。

資料10：旧岩国市内小学校通学区域　資料11：教育支所管内小学校通学区域　資料12：遠距離通学者へのスクールバス等運行状況

7 学校施設の状況

本市における1986(昭和61)年度以前に建築した築32年以上の学校施設は、全体棟数の約73パーセントを占めており、学校施設の老朽化対策等が喫緊の課題となっている。

なお、新耐震基準施行1981(昭和56)年6月)以前の旧耐震基準により建築した学校施設は、全体棟数の約54パーセントを占めており、このうち耐震性がないものについては、耐震補強工事を実施したが、学校設備については、応急的な維持補修を実施するに留まり、施設の延命までは図られていない。このため、学校施設の改修等については、基本計画を勘案して策定する学校施設長寿命化計画(個別施設計画)をもとに整備するものとした。

資料13：岩国市立小・中学校施設の建築年度状況

Ⅳ 関係法令

1 学校編制の基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

（学級編制の標準）

第3条　公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2　各都道府県ごとの、（略）小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（以下この表及び第7条第1項第5号において単に「特別支援学級」という。）	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

3　各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数の基準は、6人（文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準（2018（平成30）年度山口県教育委員会）

1　学級編制基準

学級の編制は、原則として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）に基づき、次の基準により行うものとする。

(1)同学年の児童生徒で編制する学級は40人以下とする。

ただし、小学校第1学年及び中学校第1学年については35人以下とする。

(2)2つの学年(第1学年を含む。)の児童で編制する学級は8人以下とする。
　ただし、欠学年を含む複式学級(以下「飛び複式学級」という。)については、どちらかの学年の児童数が4人を超える場合には、複式学級としないものとする。
(3)2つの学年(第1学年を含まない。)の児童で編制する学級は16人以下とする。
　ただし、飛び複式学級については、どちらかの学年の児童数が8人を超える場合には、複式学級としないものとする。
(4)2つの学年の生徒で編制する学級は8人以下とする。
　ただし、飛び複式学級については、どちらかの学年の生徒数が4人を超える場合には、複式学級としないものとする。
(5)学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級は8人以下とする。

2 学級数の標準について

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

(学級数)
第41条　小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
(準用規定)
第79条　第41条から(略)までの規定は、中学校に準用する。(略)

3 学校規模と通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)
第4条　法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。
(1)学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
(2)通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
2　5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは、「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
3　統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

4 通学区域の指定及び変更について

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

(入学期日等の通知、学校の指定)
第5条　市町村の教育委員会は、就学予定者(法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)(略)、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。
2　市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。
3　前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第8条　市町村の教育委員会は、第5条第2項(略)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。(略)

岩国市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成18年教育委員会規則第26号)

(通学区域)

第2条　岩国市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(入学又は転学時の学校の指定)

第3条　就学予定者、学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒等」という。)が就学すべき学校の指定は、その住所地の属する通学区域の学校とする。

(就学学校変更の許可)

第5条　第3条の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めて許可した場合に限り、児童生徒を通学区域以外の学校に就学させることができる。

岩国市立小学校及び中学校の通学区域に関する施行細則(平成18年教育委員会規則第67号)

(就学学校変更の許可)

第3条　規則第5条の特に必要と認めて許可する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)児童生徒の身体が虚弱又は重度な障害のため、指定の学校に通学することが困難と認められた場合

(2)障害児童生徒であって特別支援学級に入級させることが妥当と認められながら、指定の学校に特別支援学級がない場合

(3)本人の性行上又は家庭環境上、転校させることが必要と認められた場合

(4)家庭の事情により、保護者が日中児童生徒の監護に当たることが困難な場合

(5)転校回数が多く、本人のために有益でないと判断された場合

(6)その他岩国市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めた場合

岩国市の出生数の推移

資料1

2018(平成30)年4月調査

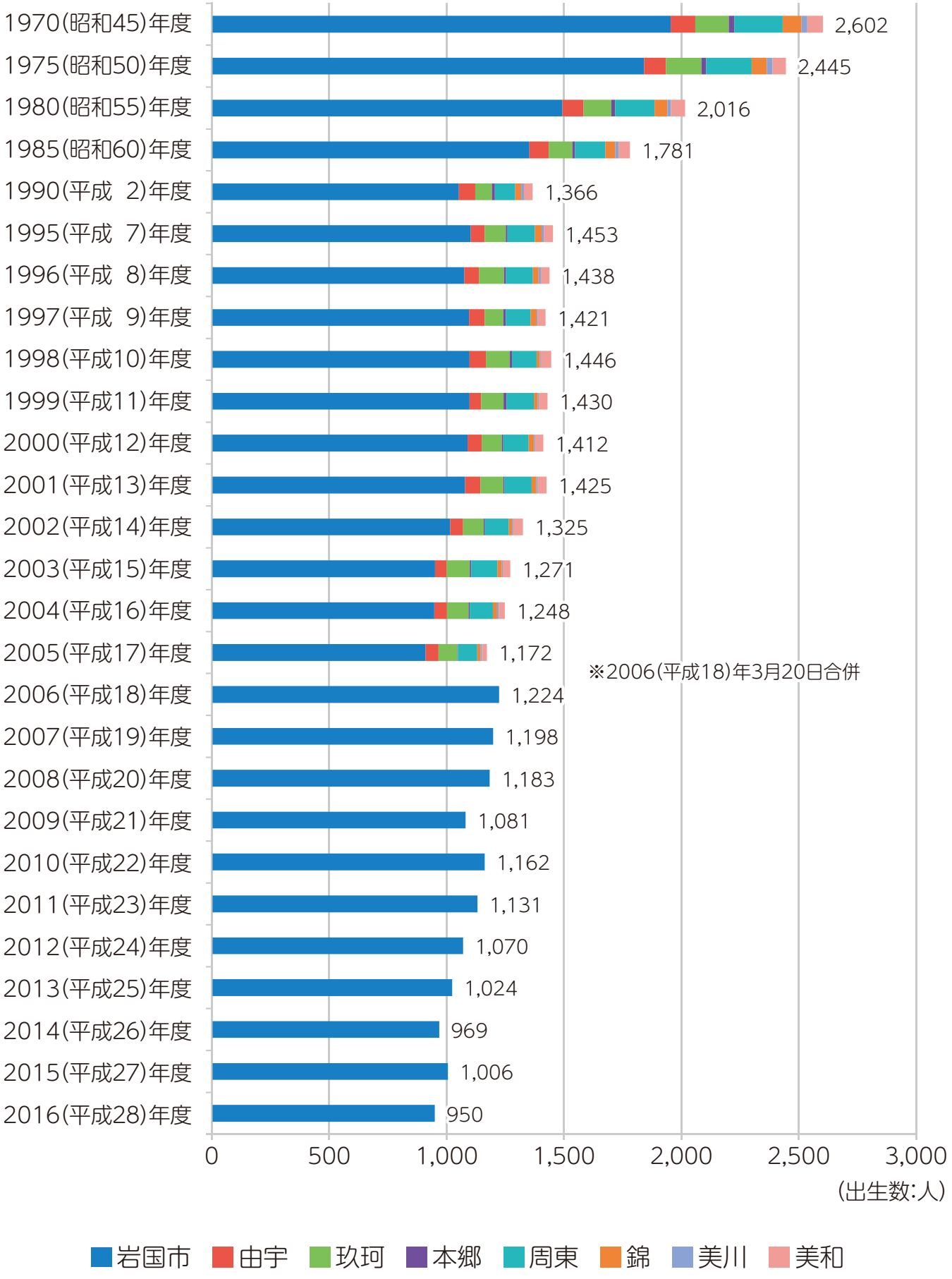

山口県保健年報、統計いわくに

岩国市の小学校児童数の推移

資料2

2018(平成30)年4月調査

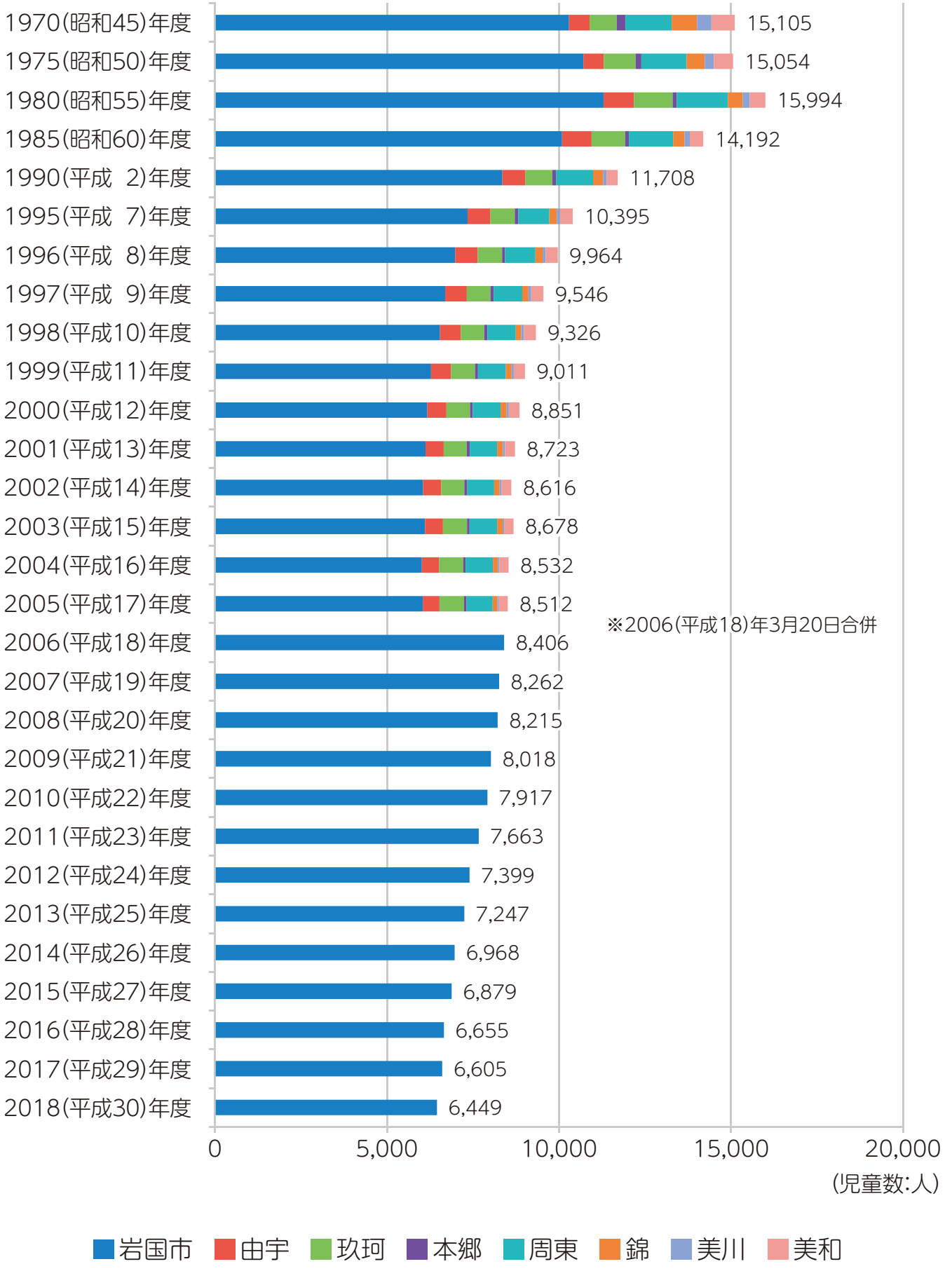

特別支援学級を除く

岩国市の中学校生徒数の推移

資料3

2018(平成30)年4月調査

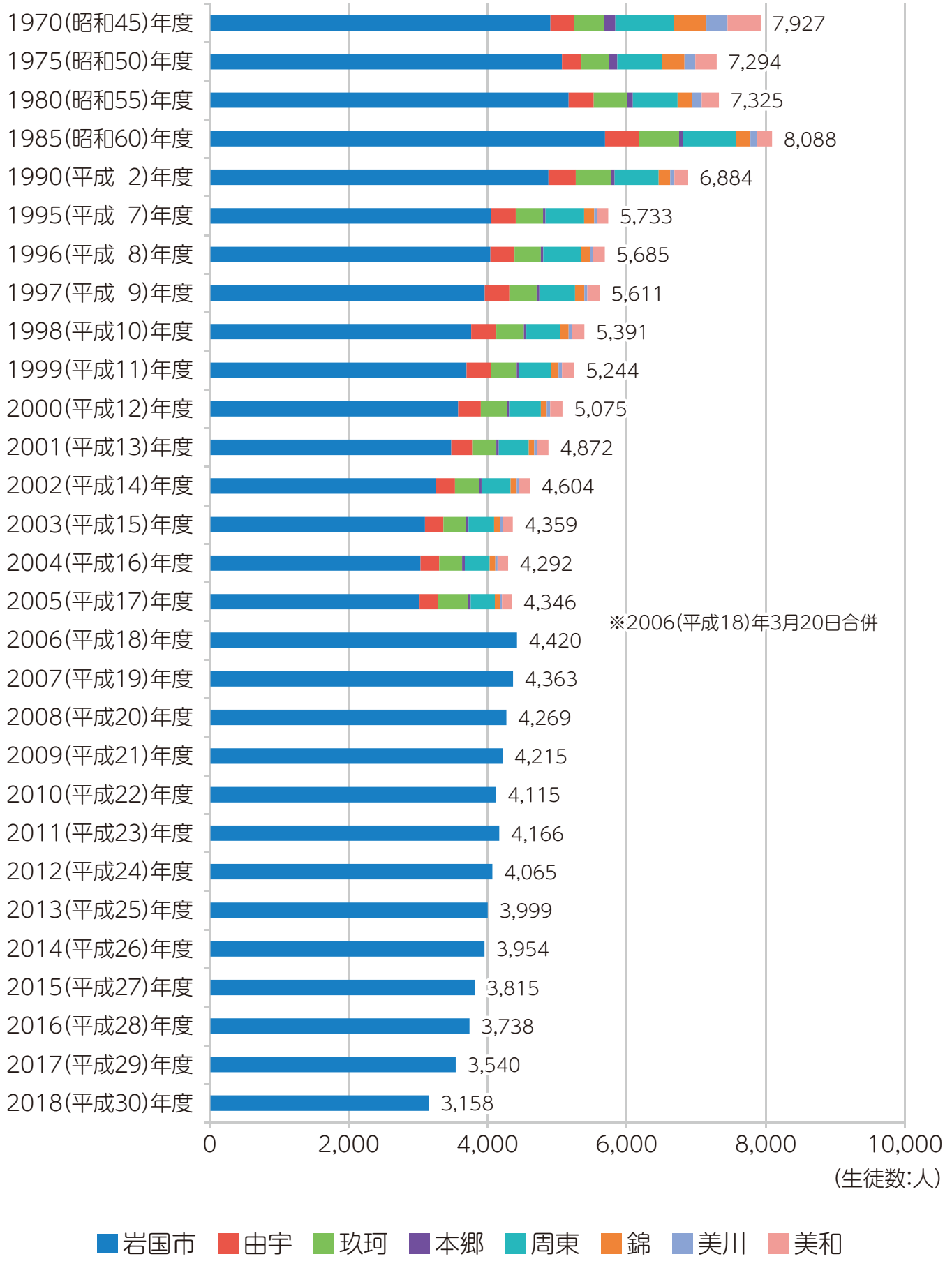

特別支援学級を除く

2018(平成30)年度～2023年度

児童数と学級数

資料4

(小学校)

(5月1日現在)

2018(平成30)年4月調査

学校名		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	小瀬小	17	3	14	3	14	3	14	3	12	3	13	3
2	御庄小	132	6	138	6	141	6	143	6	163	6	156	6
3	藤河小	122	6	133	6	134	6	140	6	147	6	151	6
4	杭名小	28	4	24	3	26	4	30	4	28	4	23	3
5	河内小	25	3	23	3	20	3	20	4	24	4	30	4
6	柱野小	20	3	18	3	19	3	15	3	13	2	11	2
7	通津小	229	7	228	8	233	8	236	9	221	8	213	8
8	岩国小	821	23	804	23	772	22	753	22	732	22	665	20
9	麻里布小	798	25	807	24	803	24	794	24	800	24	782	24
10	装港小	69	6	69	6	75	6	82	6	77	6	78	6
11	川下小	444	13	441	13	436	14	442	14	443	14	455	14
12	愛宕小	545	17	538	17	551	18	541	17	571	18	588	19
13	灘小	356	12	371	13	367	12	358	12	354	12	335	12
14	中洋小	134	6	146	6	141	6	144	6	147	6	154	6
15	平田小	619	19	638	20	630	19	632	19	631	19	623	19
16	東小	408	12	392	12	372	12	365	12	371	12	357	12
17	由宇小	363	12	343	12	346	12	320	12	310	12	288	12
18	由西小	11	3	8	2	8	2	8	2	9	2	11	3
19	神東小	16	3	17	3	18	3	18	3	15	3	12	3
20	玖珂小	570	18	555	17	539	17	523	17	506	16	475	15
21	本郷小	22	2	18	2	15	2	9	2	14	3	15	3
22	そお小	54	6	49	6	42	5	43	5	41	4	35	4
23	高森小	321	12	322	12	313	12	296	12	308	12	317	12
24	川上小	14	3	11	3	10	3	7	2	7	2	6	2
25	米川小	53	5	47	5	47	4	45	5	42	4	37	4
26	修成小	24	3	22	3	19	3	19	3	23	4	24	4
27	周北小	7	3	7	3	7	3	8	3	8	3	8	3
28	錦清流小	62	5	57	5	51	5	42	4	45	5	37	4
29	宇佐川小	4	2	4	2	2	1	1	1	1	1	－	－
30	美川小	11	3	14	3	14	3	16	3	12	3	13	3
31	美和東小	76	6	71	6	65	6	65	6	60	6	51	6
32	美和西小	74	6	68	6	58	6	59	6	55	5	51	5
合計		6,449	257	6,397	256	6,288	253	6,188	253	6,190	251	6,014	247

注1 特別支援学級は除く。

2018(平成30)年度～2023年度

生徒数と学級数

資料5

(中学校)

(5月1日現在)

2018(平成30)年4月調査

学校名		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	通津中	120	4	106	3	110	3	103	3	106	3	119	4
2	岩国中	512	15	528	15	523	15	505	14	486	14	514	14
3	麻里布中	369	12	360	11	358	10	357	10	357	10	359	11
4	川下中	433	12	436	12	450	13	478	14	469	14	462	13
5	灘中	276	8	250	7	232	6	242	7	239	7	240	7
6	東中	278	9	275	9	254	9	243	8	237	7	223	6
7	平田中	319	10	284	9	287	9	281	9	283	9	267	9
8	岩国西中	54	3	46	3	33	3	34	3	27	3	27	3
9	由宇中	174	6	183	6	171	6	195	6	182	6	194	6
10	玖珂中	273	9	255	9	264	9	270	9	262	8	257	8
11	本郷中	15	2	14	2	17	3	19	3	13	2	10	2
12	周東中	223	6	223	6	215	6	208	6	194	6	183	6
13	錦中	37	3	43	3	49	3	47	3	40	3	36	3
14	美和中	75	3	73	3	84	3	80	3	69	3	64	3
合計		3,158	102	3,076	98	3,047	98	3,062	98	2,964	95	2,955	95

注1 特別支援学級は除く。

2018(平成30)年度・2023年度

小学校規模別学校数と児童数

(5月1日現在)

資料6

2018(平成30)年4月調査

2018(平成30)年度 学校名 (児童数)	学校数	学級数	学校数	2023年度 学校名 (児童数)
1～5学級 14校(43.7%) 45学級(17.5%) 314人(4.9%)	0	1	0	宇佐川(—)
宇佐川(4)、本郷(22)	2	2	2	川上(6)、柱野(11)
由西(11)、川上(14)、神東(16)、小瀬(17)、柱野(20) 周北(7)、美川(11)、修成(24)、河内(25)	9	3	7	由西(11)、神東(12)、小瀬(13)、杭名(23) 周北(8)、美川(13)、本郷(15)
杭名(28)	1	4	5	修成(24)、河内(30)、そお(35)、米川(37)、錦清流(37)
米川(53)、錦清流(62) 適正規模以外	2	5	1	美和西(51) 適正規模以外
6～11学級 8校(25.0%) 49学級(19.1%) 890人(13.8%)				1～5学級 15校(48.3%) 50学級(20.2%) 326人(5.4%)
装港(69)、藤河(122)、御庄(132)、中洋(134)	7	6	5	装港(78)、藤河(151)、中洋(154)、御庄(156)
そお(54)、美和西(74)、美和東(76)				美和東(51)
通津(229)	1	7	0	
	0	8	1	通津(213)
	0	9	0	
	0	10	0	
適正規模以外	0	11	0	適正規模以外
12～18学級 7校(21.9%) 96学級(37.3%) 3,007人(46.6%)				6～11学級 6校(19.4%) 38学級(15.4%) 803人(13.4%)
高森(321)、灘(356)、由宇(363)、東(408)	4	12	4	由宇(288)、高森(317)、灘(335)、東(357)
川下(444)	1	13	0	
	0	14	1	川下(455)
	0	15	1	玖珂(475)
	0	16	0	
愛宕(545)	1	17	0	
適正規模 玖珂(570)	1	18	0	適正規模
19学級～ 3校(9.4%) 67学級(26.1%) 2,238人(34.7%)				12～18学級 6校(19.4%) 77学級(31.2%) 2,227人(37.0%)
平田(619)	1	19	2	愛宕(588)、平田(623)
	0	20	1	岩国(665)
	0	21	0	
	0	22	0	
岩国(821)	1	23	0	
	0	24	1	麻里布(782)
適正規模以外 麻里布(798)	1	25	0	適正規模以外
32校　257学級　6,449人	32	計	31	31校　247学級　6,014人

※特別支援学級を除く

2018(平成30)年度・2023年度

中学校規模別学校数と生徒数

(5月1日現在)

資料7

2018(平成30)年4月調査

2018(平成30)年度 学校名 (生徒数)	学校数	学級数	学校数	2023年度 学校名 (生徒数)
1～3学級 4校(28.6%) 11学級(10.8%) 181人(5.7%)	0	1	0	1～3学級 4校(28.6%) 11学級(11.6%) 137人(4.6%)
本郷(15)	1	2	1	本郷(10)
錦(37) 岩国西(54) 美和(75)	3	3	3	岩国西(27) 錦(36) 美和(64)
適正規模以外				適正規模以外
4～8学級 4校(28.6%) 24学級(23.5%) 793人(25.1%)				4～8学級 6校(42.8%) 37学級(38.9%) 1,216人(41.2%)
通津(120)	1	4	1	通津(119)
	0	5	0	
由宇(174) 周東(223)	2	6	3	周東(183) 由宇(194) 東(223)
	0	7	1	灘(240)
灘(276)	1	8	1	玖珂(257)
適正規模以外				適正規模以外
9～18学級 6校(42.8%) 67学級(65.7%) 2,184人(69.2%)				9～18学級 4校(28.6%) 47学級(49.5%) 1,602人(54.2%)
玖珂(273) 東(278)	2	9	1	平田(267)
平田(319)	1	10	0	
	0	11	1	麻里布(359)
麻里布(369) 川下(433)	2	12	0	
	0	13	1	川下(462)
	0	14	1	岩国(514)
岩国(512)	1	15	0	
	0	16	0	
	0	17	0	
適正規模	0	18	0	適正規模
14校 102学級 3,158人	14	計	14	14校 95学級 2,955人

※特別支援学級を除く

資料8

小学校(適正規模以外)の配置図

2018(平成30)年4月調査

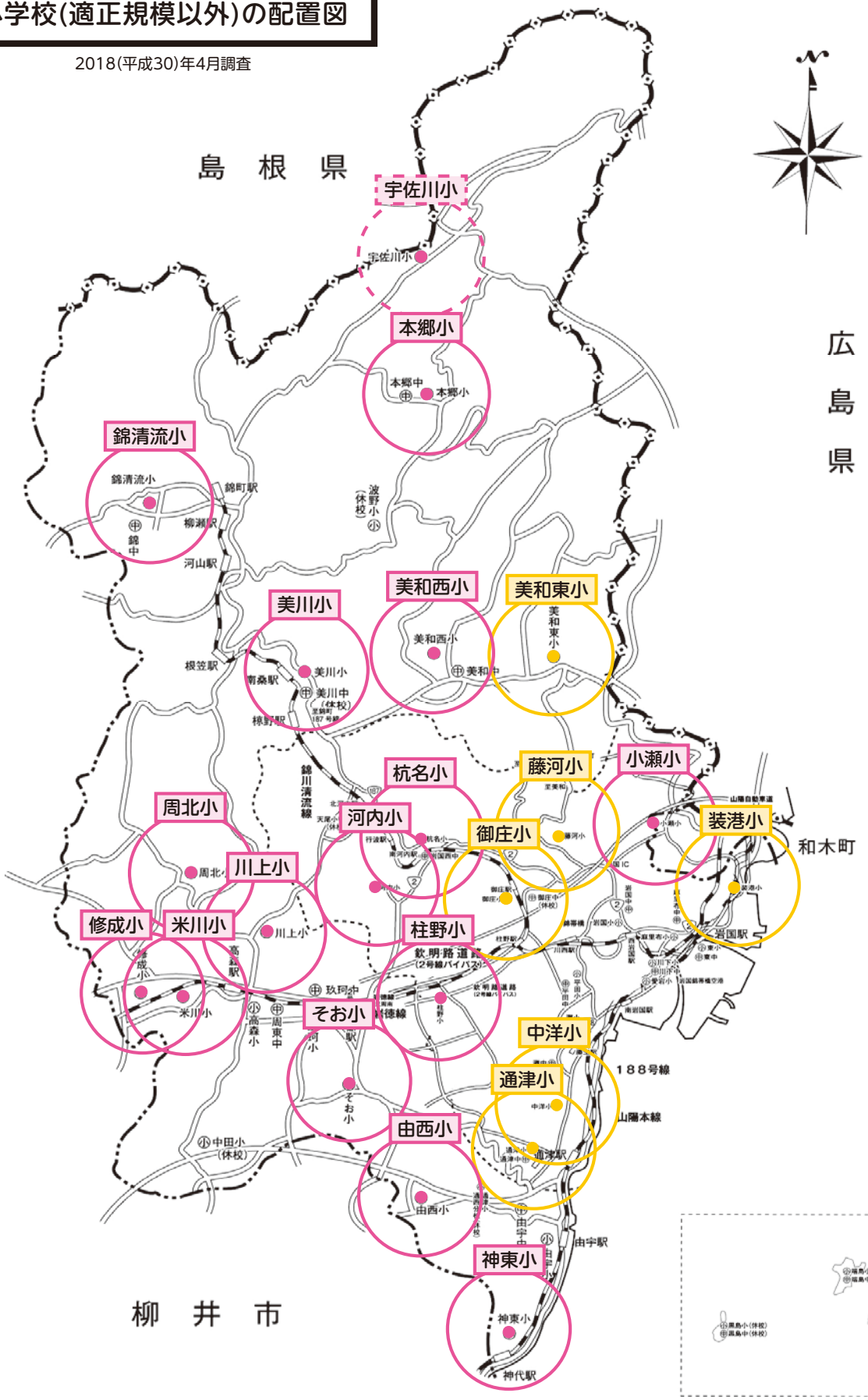

◯は適正規模以外(11学級以下)の小学校
(0学級(赤点線)、1～5学級(赤)、6～11学級(黄))
※2023年度推計による　※円の半径は3km

資料9

中学校(適正規模以外)の配置図

2018(平成30)年4月調査

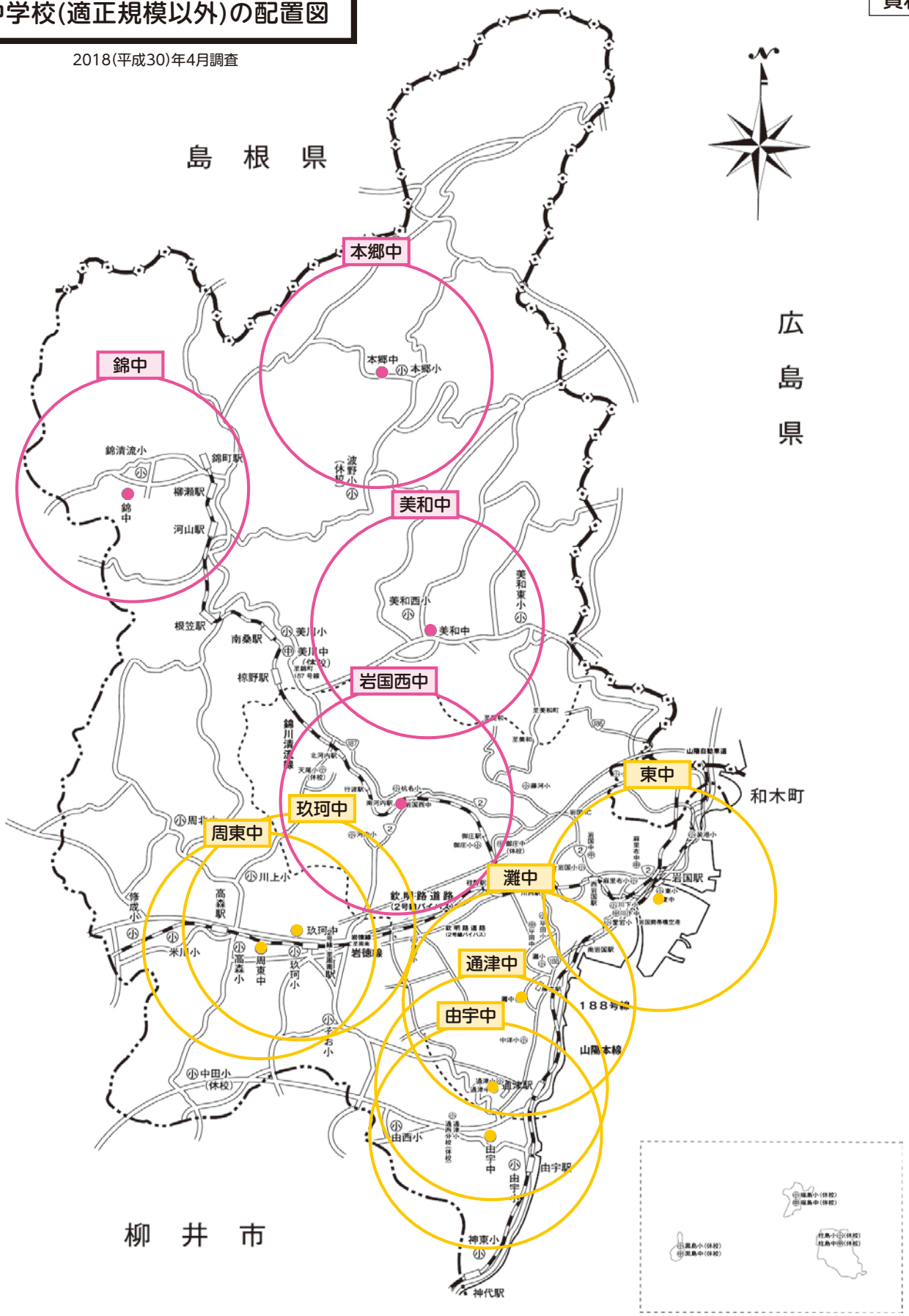

◯は適正規模以外(8学級以下)の小学校
(1～3学級(赤)、4～8学級(黄))
※2023年度推計による　※円の半径は6km

旧岩国市内小学校通学区域

資料10

2018(平成30)年4月調査

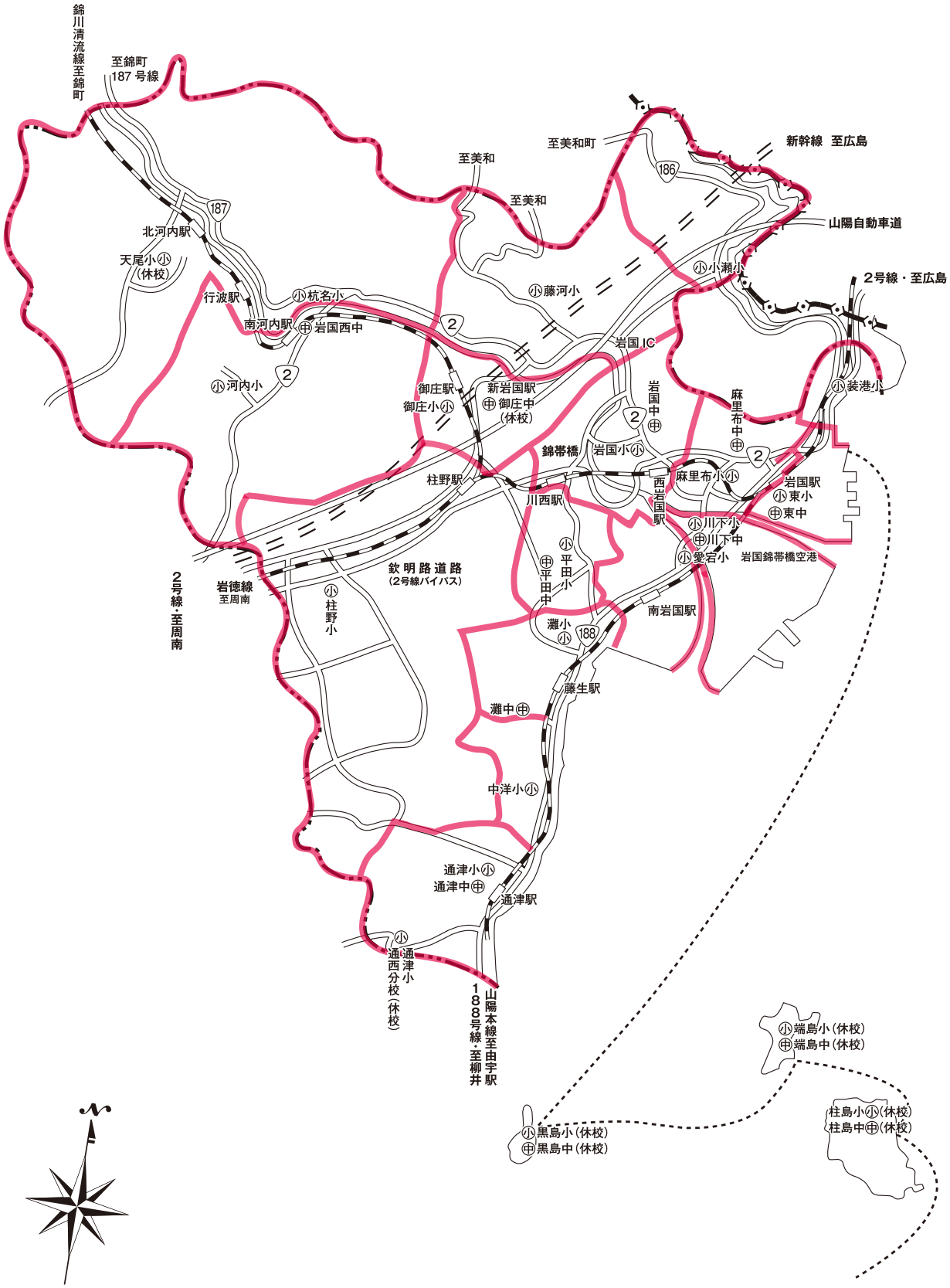

教育支所管内小学校通学区域

2018(平成30)年4月調査

資料11

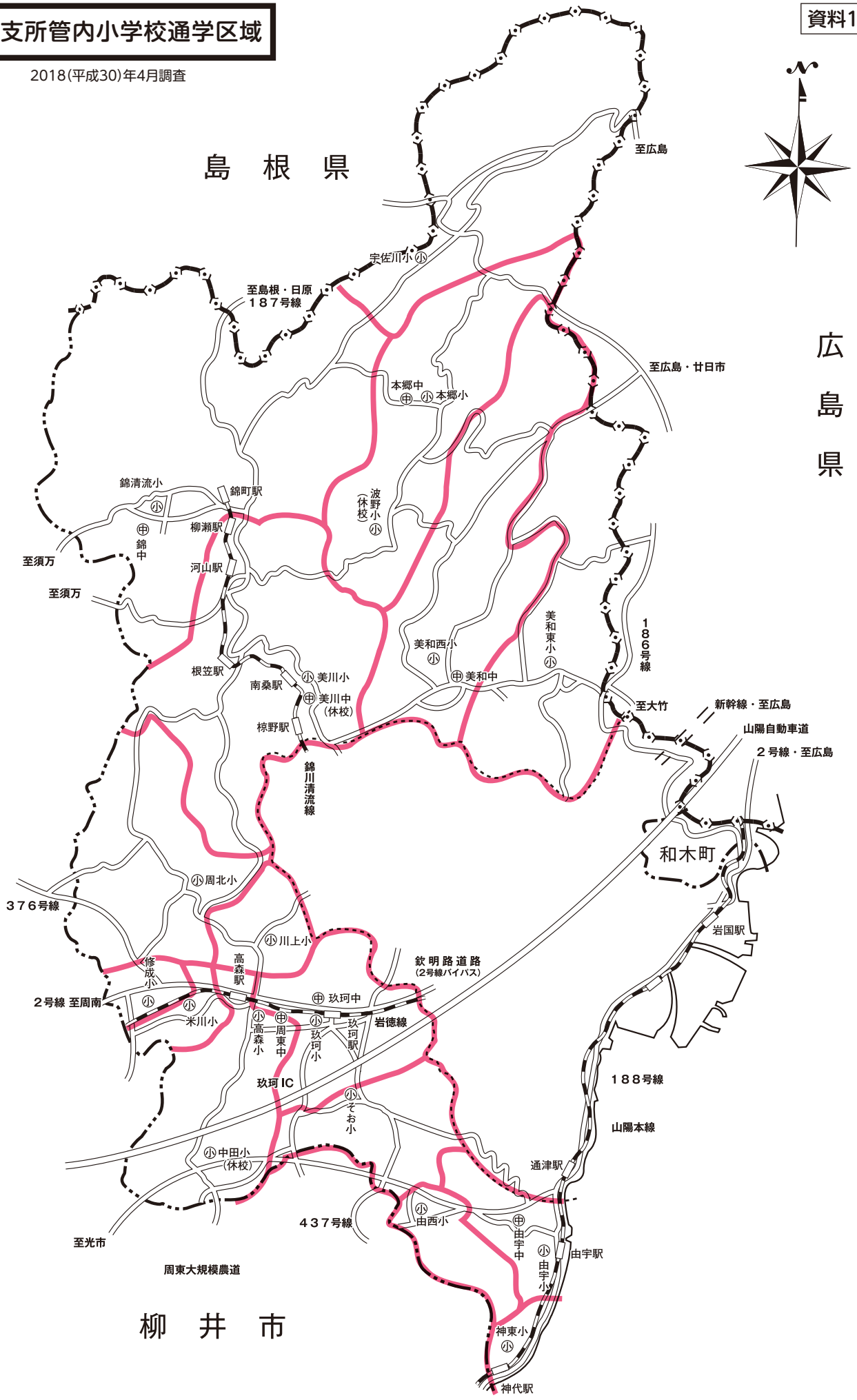

遠距離通学者へのスクールバス等運行状況

資料12

2018(平成30)年5月調査

学　校　名	スクールバス	路線バス	スクールタクシー	人　数
杭名小学校			北河内駅～杭名小	2
岩国西中学校			守内バス～南河内	11
	北河内便			27
岩国中学校	柱野･下多田便			30
	御庄便			77
	阿品･上多田便			28
東中学校			御堂原バス停～東中	12
由宇中学校	由西便			9
	舟木便			2
	神東便			9
本郷小学校	波野便			2
周北小学校	三瀬川			7
そお小学校	旧祖生東小･登山口便			13
	天兼便			3
高森小学校			中田～高森小	5
周東中学校	米川便			7
	川越便			3
	祖生･中田便			5
宇佐川小学校	向峠便			3
錦清流小学校	大野便			3
	深須便			4
美川小学校	東谷便			6
	門前便			2
錦中学校	高根便			4
	美川便			3
美和東小学校		大三郎線		3
美和西小学校			二ッ野便	2
美和中学校	長谷黒沢便			5
		坂上線		7
		秋中線		1
		大三郎線		4
美和東小学校及び美和中学校	弥栄便			18
	駄床便			3
美和西小学校及び美和中学校	秋中便			11
	賀見畑便			3

	学 校 数	路 線 数	人　数
スクールバス	14校	26路線	287
路線バス	2校	4路線	15
スクールタクシー	5校	5路線	32
合　　計	21校	35路線	334

岩国市立小・中学校施設の建築年度別状況

資料13

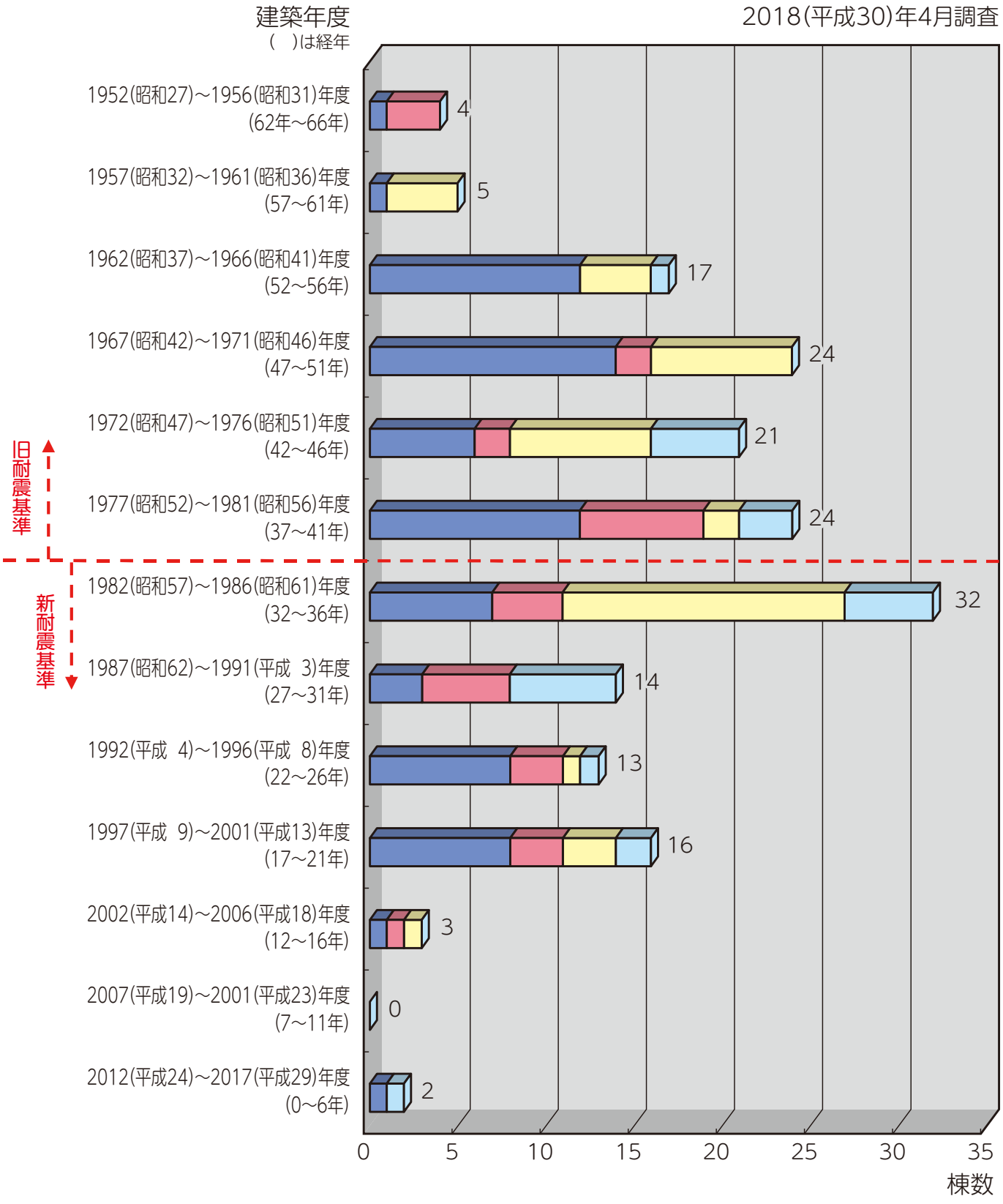

全体の棟数175棟

中学校体育館　中学校校舎　小学校体育館　小学校校舎